

# 非財務情報と保証業務

—非財務情報の現状とその第三者意見の意義について—

## Non-Financial Information and Assurance Engagement: The State of Non-Financial Information and the Significance of Independent Review

中 村 義 人

はじめに

1. 非財務情報とは
2. 保証業務の意味
3. CSR 報告書の保証

おわりに

### はじめに

最近の経済情勢は急激に変化しており、この中で企業経営もかつてない大きな変革の波にさらされている。経営はますます競争化、専門化、多様化、グローバル化してきており、経営を取り巻くリスクは急激に拡大・複雑化している。また、企業の多様なステークホルダーが経営に多くの関心を寄せるようになってきており、経営者の責任として企業価値の増大と共にそのプロセスのディスクロージャーが要請されている。そのような経営者の責任の中でも、アカウントビリティ (Accountability)<sup>1</sup> は重要である。企業がその健全性を維持するために、また企業の社会的責任を果たすうえで、その構成員たる経営者・管理者・従業員などには自らの職務を果たすだけでなく、自らの活動の結果に関する報告を果たすことが求められている。さらに、このアカウントビリティに質が要求される。アカウントビリティに対して一定の正確性、適時性、網羅性などが保たれ、信頼性が保証されていることが必要である。これが、「クレディビリティ (Credibility)」であり、本論のテーマにもなっている。

企業の発信する情報が単に財務情報だけではなく、企業経営に係わるガバナンス体制やリスク体制、さらには環境、倫理などの財務情報外へと広がってきている。非財務情報の重要性が認識され、企業にとってこれらの情報をどのように取り扱うか、またこの情報の信頼性をどのように確保するかが重大な経営課題となってきた。

本稿においては、企業が公表する情報を概観し、非財務情報の内容とその信頼性確保のための保証業務の内容について論ずる。

### 1. 非財務情報とは

#### 1.1 非財務情報の意義

非財務情報とは、財務情報以外の企業情報を意味し、大変広範な内容となっている。

まず企業情報は、財務情報と非財務情報に大きく分けられる。財務情報は、年次財務諸表、四半期財務諸表など法律等で作成・開示が定められている。財務情報は、歴

史的に財務会計情報と管理会計情報に分けられて、体系的・理論的に開発・利用されてきたが、非財務情報については、このような明確な区分は見られず、情報によりケースバイケースである。外部公表用に作成した CSR 報告書を、まず社内やグループ会社に配り利用するというを良く耳にする。

非財務情報は法定によるものと任意のものに分けられる。法定によるものは、金融商品取引法・関連規則等による事業リスクやコーポレート・ガバナンス情報、内部統制報告書<sup>2</sup>などがある。非財務情報とは、いわゆる財務以外の情報という意味で、その範囲を定義することは余り意味はない。久持 (2010)<sup>3</sup> は、非財務情報とはいわば財務諸表外情報、すなわち財務諸表本体（および注記）には掲載されていない情報としてとらえているので、開示しているのが財務報告という形であるのか、それとも別の媒体であるかを問わない、とする。近年は、非財務情報の開示が益々要請されてきているが、その理由として、久持 (2010) は、財務情報にはさまざまな意味において限界があり、その中で CSR・環境情報といった企業情報の開示が必要とされはじめている、と述べている。

## 1.2 非財務情報の重要性

非財務情報の重要性が注目されてきている理由のひとつは、財務情報に限界があるためである。すなわち、財務情報は企業活動の結果を金額的に評価するものであるが、企業活動には金額的に評価できない人材、ガバナンス、信用、ブランドなどの経営資源があること、また、逆にマイナス要素である経営リスクなどがあり、それらが経営成績や財政状態に大きく影響しているが、財務情報はそれらの価値を表すことはできない。それらの経営資源を利用した結果を表すにすぎない。ステークホルダーは、財務情報に関しても過去情報より未来情報を選好する。従って、これから財務情報に何らかの影響を及ぼす非財務情報についてその公表を望んでいる。

例えば、財務情報にマイナス要素として働く経営リスクの顕在化のため、経営破綻に至った会社の例は多くあげられる。例えば、有効なガバナンスの欠如の例として、2005年に独禁法違反とされた橋梁談合事件において幹事会社は、行政・刑事等の課徴金と受注減による操業度損失などが100億円に達した。2007年の大手建材メーカーの住宅向け耐火性能偽装事件では、2008年3月期の決算において、製品の取替・改修に要する費用300億円と製造設備の減損損失23億円が発生し、その結果119億円の赤字となった。最近では、世界的に有名なバイオテクノロジー会社の長期間の粉飾決算が明るみに出て、会社更生手続開始の決定を受けた。この会社は非公開会社であり会社法における会計監査人の監査対象であったが、会計監査人を置かず、メインバンクは、そのことに気付かず約260億円の貸し倒れ損失が発生した。

米国では、早くから非財務情報の重要性を認識しており、1994年米国公認会計士協会が公表した「ジェンキンス報告書」において、企業の事業報告における非財務情報が果たす役割について次のように報告している。

ステークホルダーが事業報告を利用する理由は、調査によると多様である。例えば、投資家は投資意思決定に役立てるため、債権者は与信意思決定に役立てるため、経営者は経営についての意思決定に役立てるため、従業員は給与方針、給与支払能力の理

解に競争相手は競争上の長所と短所・企業戦略の評価に役立てるため、規制当局は規制の遵守どの評価に役立てるため等である。これらのニーズを識別した結果、利用者が必要とする情報について企業は配慮しなければならない<sup>4</sup>。成功をおさめた企業は、製品やサービスの特性を顧客のニーズに合わせているのと同様に、事業報告の提供者も、このような行動をとるべきとしている。

また、利用者の潜在的ニーズとしては、財務データ以外に、経営者が経営に利用する高度の業務データや数値の開示がある。業務データや数値とは、製品・サービスの質、事業活動のプロセス・費用、新製品開発などの情報である。なぜこのようなデータを必要とするのかというと、これらの情報は財務データの結果と密接に関連するからである<sup>5</sup>。投資家にとって単に結果としての財務情報だけの公表では、そこから将来的な傾向が読みづらい。従って、利用者は将来指向的信息がより有用であると考えている。その情報は、具体的には事業機会とリスク及び経営計画である。しかし、経営者はこれらの情報開示については、消極的である。また利用者も現行実務においては批判的である。それは、将来予測は利用者自らの責任で行うことが多く、経営者の公表する将来予測は本質的に不正確であり楽観的である傾向があるからである<sup>6</sup>。従って、今日に至ってもこの問題は続いている。

最近、わが国においても非財務情報の有用性が議論され多くの研究が行なわれるようになった。これは、財務報告の内容が多くの改善余地があり、さらに企業のバリュー・ドライバーが CSR や無形資産（インタンジブルズ）にシフトしつつあり、伝統的な財務情報の有用性が低下している<sup>7</sup>ことと関連する。バリュー・ドライバーが、CSR などの非財務情報にシフトしていることを企業が理解し始めたことにより、後述する CSR 報告書などが任意に発行されてきた。しかし、これらの情報と企業価値との関係は不明確であり、この関係を財務報告の改良によって実現しようとする試みも行われている。日本会計研究学会特別委員会では、このような試みとして「コックピット・モデル<sup>8</sup>」を公表した。これは、財務情報以外の非財務情報を KPI 化して総合的な企業価値を表そうとするものである。今後、経営者や利用者がこのような統合化（ハイブリッド）情報をどのように理解し、利用していくか注目される。

### 1.3 非財務情報報告事例

#### (1) 知的資産経営報告書

まず、任意の非財務情報として「知的資産経営報告書」の公表の例がある。これは経済産業省が産業競争力強化の観点から、知的財産の活用を促進して経済の持続的発展を目的として公表するよう進めているものである。最近、企業の資産のなかで「無形資産」の占める割合が高くなっているが、無形資産に関する情報はこれまでほとんど開示されて来なかった。このような状況では、企業とステークホルダーとの間で情報の非対称性（情報格差）が拡大し、優れた知的財産を有する企業が適正に評価されず、また投資家にとっては利益を得る機会を逃すことになる。そのため、経済産業省は、企業と市場との間に知財経営に係る相互理解が確立されることを期待して、知的財産の情報開示の一つの目安として、2004年に「知的財産情報開示指針<sup>9</sup>」を公表した。その後、多くの研究・報告を経て、「知的資産」という概念が作られた。知的資産と

は、「知識経済下において、企業の超過収益力あるいは企業価値を生み出す源泉であり、有形でないものを総称して呼ぶものである。<sup>10)</sup>」と定義されている。すなわち、知的資産という概念は、特許やノウハウなどの知的財産と同義ではなく、それらを一部に含み、さらに組織力、人材、顧客とのネットワークなど企業の強みとなる目に見えない資産を総称した幅広い考え方である。

産業界にその意義・目的等が浸透し、知的資産経営報告書を作成する企業は増加し、経済産業省の「知的資産経営ポータル」サイト内には知的資産経営報告書開示事例として128社の登録<sup>11)</sup>がなされている（平成22年12月現在）。この、知的財産報告書については、第三者レビューのような要請はなく、適切な評価を引き出すため、可能な限り前提条件と数量的裏付けを伴った開示を行うことが望ましいとされている。

なお、知財資産の開示については、さらに自由な発想で開示している事例もある。丸善(株)は「知的資本経営レポート2008」を発行し、そこにおいては、「知的資本」は企業にとって利益を生み出す源泉であるが、数字で表すことが困難で見えにくい非財務の経営資源を指し、蓄積されてきた非財務の経営資源を強化することで財務業績を導く手法が「知的資本経営」であり「知的資本経営」を経営戦略の中核にしている<sup>12)</sup>。

## (2) 環境報告書・CSR 報告書

環境報告書<sup>13)</sup>は、企業等が自らの事業活動によって生じる環境負荷や環境に対する取組みをまとめて定期的に公表する報告書である。2000年頃から多くの企業が作成・公表してきた。環境省の調査<sup>14)</sup>によると、2010年の環境報告書の発行企業等は2006年度から1,000社を超えている。この数は、CSR 報告書等の一部として作成・公表している場合も含み、上場・非上場の調査会社（有効回答数3,036社 2009年度）に対する割合として36%に達している。一般的には、企業はまず環境報告書を作成し、その後、報告範囲を拡大して CSR 報告書を発行するようになってきている。また、2004年には、環境配慮促進法が制定され、独立行政法人や国立大学法人等の特定事業者（2010年4月現在94事業者）は、環境報告書の作成・公表が義務づけられた<sup>15)</sup>。従って、環境報告書は、一部法定の非財務情報に位置づけられる。

環境報告書がこのように多く公表されるようになったのは、環境に対する社会的な意識変化による。すなわち、地球環境意識の高まりにより、大きな環境負荷を発生させている企業の環境活動に社会が大きな関心を寄せるようになってきた。また、企業が生産・販売する製品・サービスが消費者の手に移った時から、使用される製品等がどのように環境負荷を発生させるかについて消費者が大きな関心を持ち、それが消費者の責任でもあると考えるようになってきた。これは、環境負荷低減＝エネルギーコストの低減という関連性に消費者が気付き環境負荷低減の経済的効果を理解し始めたことにもよる。また、企業に対してそのような情報を要求するようになってきた。また、このことは製品やサービスの選択、投融資先の選択にあたり、財務情報だけでは不備であり環境や社会責任に関する情報もその選択の重要なドライバーとなってきたといえる。

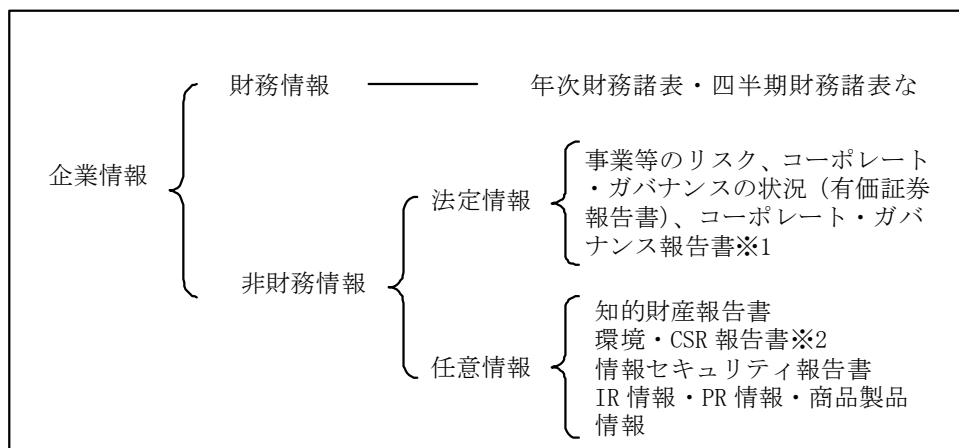
1972年にローマクラブは人類の危機レポート「成長の限界」<sup>16)</sup>を公表し、現在のまま人口増加や環境破壊が続けば、エネルギーの枯渇や環境の悪化によって100年以内

に人類の成長は限界に達すると警鐘を鳴らし、地球資源は無限であるという前提のもとでの経済社会のあり方を見直す必要があると論じた。その後、近年になって気候変動や資源枯渇問題などが人々にとって具体的な問題として、また実感として認識できるようになってきた。「成長の限界」では、多くの人々の視野や関心事は家族や友人などの身近なことや、明日のことなどごく近い将来のことにしか関心を寄せていないと述べたが、その後の情報社会や経済社会の進展により、空間的、時間的により広い、より先の問題を考える人々が増えてきたのである。

### (3) 情報セキュリティ報告書

今日の高度の情報化社会においては、企業一社の IT 事故による情報流失などの影響が社会全体に波及する可能性があるため、企業は、IT 社会を構成する一員としての社会的責任から情報セキュリティ対策に取り組む必要が生じてきた。情報セキュリティ報告書<sup>17</sup>とは、情報セキュリティに関する経営者の考え方、方針、マネジメント体制、リスク、計画、目標、実績、評価などについて報告書として取りまとめたものである。情報セキュリティ報告書を公表する理由としては、自社のセキュリティレベルの高さを対外的にアピールすることにより、顧客情報・個人情報の保護に関心の高い取引先や顧客などから支持を得て、企業価値の向上や競争優位の確保などがあげられる。報告書内容の信頼性については、将来的には、評価専門機関や NPO 等の第三者機関が、独自の視点・評価軸を持って報告書内容を評価し、その結果を格付けの形で公表するなどの展開が期待される<sup>18</sup>。また、報告書に、ISMS<sup>19</sup>やプライバシーマークなど取得した認証情報を記載することにより、情報セキュリティ活動の客観的な信頼性を保つことも推奨されている。情報セキュリティ報告書は、現在電気通信メーカーを中心として数社が発行している。

(図表 1) 企業情報の分類



※1 コーポレート・ガバナンス報告書は、上場会社に作成・公表が義務付けられている。  
(東京証券取引所:有価証券上場規程第204条12項1号)

※2 独立行政法人等の特定事業者は法律により環境報告書の作成・公表が義務づけられている。

以上、非財務情報の現状について考察してきたが、企業情報を分類すると、図表1のようになる。

## 2. 保証業務の意味

### 2.1 保証業務の必要性

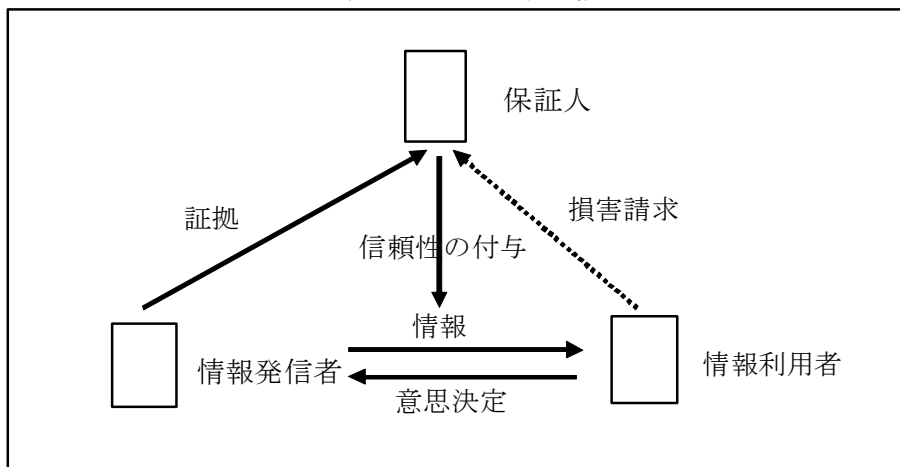
近年、非財務情報の開示とその信頼性の確保に対する社会からの期待が高まり、2008年から四半期財務情報の開示が行われ、その信頼性の確保に関して費用対効果の観点から、監査の水準には至らないけれども一定の信頼性が確保できる業務、いわゆるレビュー業務<sup>20</sup>が始まった。また、非財務情報である内部統制報告書も発行されるようになり、その監査も開始された。このような社会からの多様な期待を背景として、公認会計士の行う業務範囲は拡大し、多様なものとなってきている。従って、これまでの監査やレビューなどを含めた包括的な概念として保証業務を明らかにする必要が生じてきた。保証業務は、1990年代に米国公認会計士協会（AICPA）が戦略的会計士業務（Assurance services）として公表<sup>21</sup>したものである。AICPAによる保証サービスは、意思決定者に対して独立した専門家が情報やその背景の品質を改善することであると定義している<sup>22</sup>。その情報は、伝統的な会計情報（traditional accounting data）だけを取り扱うものではなく、人々がより良く意思決定ができるようにするような情報も含まれる。保証サービスの機能は、情報を的確に捉え、信頼性を与え、情報を利用する当事者の意思決定を効果的に行えるようにすることである。その後、国際会計士連盟（IFAC）は、国際監査基準（ISA）として保証業務基準（ISAE3000）<sup>23</sup>を公表し、「保証業務（Assurance Engagements）」の内容を明らかにした。また、わが国においても、2004年に企業会計審議会から保証業務の概念的枠組み<sup>24</sup>が公表され、保証業務の内容が明らかにされた。この保証業務の概念はIFACが公表している保証業務基準と整合性が取られている。

### 2.2 保証業務の構成

保証業務の概念的枠組みにおいて、保証業務は、「主題（a subject matter）に責任を負うものが一定の規準（criteria）によって当該主題を評価または測定した結果を表明する情報（subject matter information）について、または当該主題それ自体について、それらに対する想定利用者（intended users）の信頼の程度を高めるために、業務実施者が自ら入手した証拠（evidence）に基づき基準に照らして判断した結果を結論として報告（assurance report）する業務をいう。」と定義される。ここで言う主題とは、監査するとかそういう行為そのものを意味する。保証業務はまず、三者関係（a three party relationship）が要件になっており、保証人（practitioners）、情報発信者（responsible party）、情報を利用する人（intended users）からなる。この3つ要素（elements）が必須の要件である（図表2 参照）。保証業務は監査の上位概念という位置付けであり、この保証業務の範疇に法定の財務諸表監査、内部統制監査、レビュー業務がある。コンサルティング業務は、会社とコンサルティングを行う人との二者間のみの関係であるので保証業務ではないということになる。

経済取引に保証業務が関与しないと、例えば、情報利用者は発信者に対してガバナ

(図表 2) 保証業務の構成



ンスの強化を要求したり、取引をためらったりしたりする。リスクも高くなり、リスク料もかかることになる。このため、第三者がこの保証業務を行うことによって経済取引がより少ないコストで効率的かつスムーズに行われる。多くの経済取引に対してこの保証業務が関与すべきだといえる。

なお、この概念的枠組みは、「監査基準」のように、特定の保証業務を前提として適用されることを意図したものではないので、財務諸表監査や四半期財務諸表のレビューなど個々の保証業務に関する基準は、別に作られることになる。例えば、財務諸表監査については「監査基準」が、四半期財務諸表レビューについては「四半期レビュー基準」が規定されている。

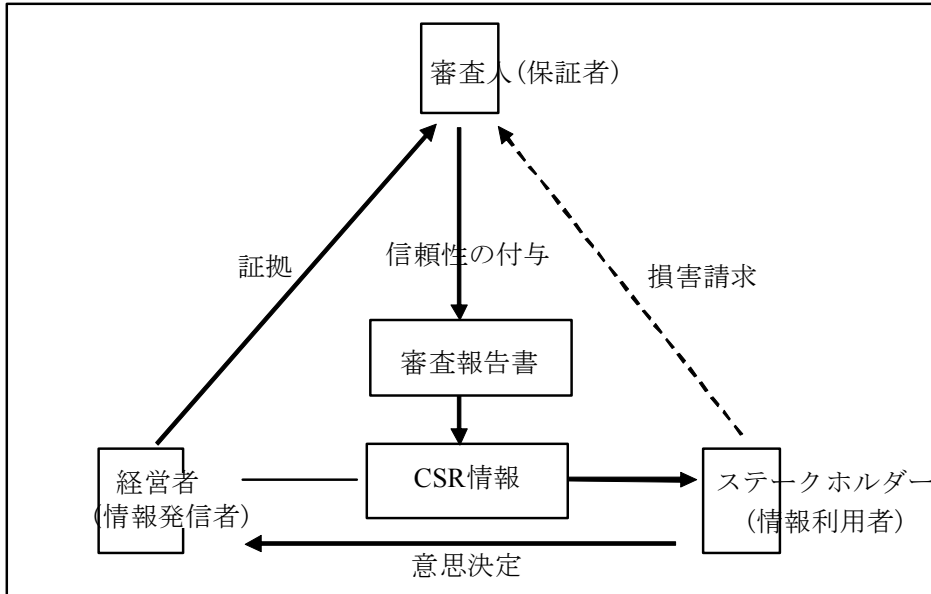
### 3. CSR 報告書の保証

#### 3.1 審査業務の内容

近年、多くの企業が環境情報や CSR 情報を報告書として作成・開示するようになってきた。わが国では、特に社会的責任に関する自主的な情報開示が国際的に見ても進んだ立場にあり、前述したように2004年には環境配慮促進法が制定され、独立行政法人などの特定の事業者に対して環境報告書の作成・公表が義務化されている。また、同法において、大企業は環境配慮の状況を記載した環境報告書の公表を行うように努めなければならないと規定され、環境報告書の公表を要請している。<sup>25</sup>

CSR 情報の保証については、前述した保証業務意見書に基づいて、第三者審査(CSR 情報審査)と称して実施されている。CSR 情報審査とは、事業体の経営者が一定の規準によって、事業体の社会的責任への対応の状況を表した情報について、それらに対する信頼の程度を高めるために、審査人が自ら入手した証拠に基づき規準に照らして判断した結果を結論として報告することをいう。この審査については、CSR 情報の審査の内容、要件などその基礎を整理することを目的として環境省と日本公認会計士協会の共同で CSR 情報の審査に関する研究会から報告書<sup>26</sup>が公表されている。この報告書の考え方に従って CSR 情報の保証業務を示すと図表 3 のようになる。なお、環境

(図表3) CSR情報の保証の構成



省は、環境報告書の保証業務については、「第三者による審査」と称している<sup>27</sup>。

### 3.2 保証のための規準

CSR情報は、通常CSR報告書を通して外部に公表される。従って、CSR報告書に記載されているCSR情報に対して、保証業務を実施することは可能である。しかし、ここで問題となるのが、保証業務の「規準(criteria)」の存在の有無である。「規準」とは、経営者がCSR報告書を作成する場合の作成規準となり、審査人が審査を実施してその結論を報告する場合の判断規準となるものである。事業体の社会的責任への対応の状況を適切にステークホルダーに伝えるには、一定のルール(規準)が必要となる。この規準は、次のような一般的要件すべてを備えている必要がある<sup>28</sup>。

① 目的適合性(Relevance)

ステークホルダーの意思決定に役立つ結論を導くのに資するものであること。

② 完全性(Completeness)

CSR情報の要素である経済、環境、社会に関連する項目が網羅されていること。

③ 信頼性(Reliability)

主題の評価または測定を合理的にかつ首尾一貫して行うことができる信頼性のあるものであること。

④ 中立性(Neutrality)

偏向のない結論を導くために中立的であること。

⑤ 理解可能性(Understandability)

明瞭かつ総合的な結論を導けるもので、著しく異なる解釈をもたらすことなく、審査業務を構成する当事者にとって理解可能であること。



以上の要件を満たす規準は、現在法令のほか、公正かつ透明性のある適切な手続を通じて権威ある機関によって公表されている「環境報告ガイドライン(環境省)<sup>29</sup>」、「サステナビリティ・レポート・ガイドライン(GRI)<sup>30</sup>」、「ISO 26000 Guidance for social responsibility<sup>31</sup>」などがある。環境省は、環境報告書の第三者による審査の場合、この環境報告ガイドラインが適切な判断規準になるものと表明している<sup>32</sup>。また、上記以外の設定された規準を採用することも可能であるが、審査人は、その規準が一般的要件のすべてを備えているか十分に検討し、審査報告書がステークホルダーの誤解を招くことにならないように、また、ステークホルダーが規準を利用可能であることを確認する必要がある。

### 3.3 保証報告書

審査実施者は、適用した一定の規準や実施した手続に関する事項などを含め、業務を実施して得た審査に関する結論を審査報告書(保証報告書)に記載して報告する。また、この審査報告書には、審査業務が合理的保証業務かまたは限定的保証業務かの区別を明確に記載する。これは、前述の保証業務の概念的枠組みにおいて、保証業務は、保証業務リスク(Assurance engagement risk)<sup>33</sup>の程度により、合理的保証業務(Reasonable assurance engagement)と限定的保証業務(Limited assurance engagement)に区分され、合理的保証業務では、業務実施者が、積極的形式による結論の報告を行う基礎として合理的な低い水準(an acceptably low level)に保証業務リスクを抑える。これに対して、限定的保証業務では、合理的保証業務の場合よりは高い水準のリスク(risk is greater than for a reasonable assurance engagement)ではあるが、受け入れることができる程度に保証業務リスクの水準を抑えるものである<sup>34</sup>。わが国では、環境・CSR報告書の審査報告書のほとんどが、この限定的保証業務による消極的形式による結論の意見の表明である。

### 3.4 第三者審査の見解

環境省は、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みに関する報告書<sup>35</sup>を公表し、そこにおいて、増加してきた環境報告書の第三者レビュー(審査)に関しての見解を公表した。そこでは、第三者レビューを「審査」タイプと「評価・勧告」タイプに区分している。

#### ① 「審査」タイプの第三者レビュー

環境報告書を利用する利害関係者が、情報の正確性を自ら確認することが困難であるため、独立した第三者の立場から、利害関係者に代わって情報の正確性及び作成の基準への準拠性を審査するものである。これは、前述した保証業務の概念的枠組みに基づく第三者審査のことである。

#### ② 「評価・勧告」タイプの第三者レビュー

環境報告書を利用する利害関係者が、記載された情報を適切に理解し、事業者の環境経営の状況の評価することは困難であるため、自由な立場から第三者が利害関係者に代わって、環境・CSR報告書の記載情報が正しいという前提に立った上で、環境保全上の必要性に照らして、記載情報の妥当性や環境保全への取組の適切性を判断し、

評価・勧告を行うものである。評価・勧告は、環境保全上の必要性、社会的要請及び業種業態の事情等の基準化されにくい要素を、第三者が独自に判断して行われている。「評価・勧告」タイプの第三者レビューは、「審査」タイプのそれとは明確に区別する必要がある。「審査」タイプの第三者レビューは、レビュー対象に対して中程度の保証（限定的保証業務による結論の意見を付与）をするものであるのに対して、「評価・勧告」タイプは保証業務ではないので<sup>36</sup>、環境・CSR報告書に対して記載情報を保証するものではない。そのため、上妻（2006）はこの点に関して、情報利用者の期待ギャップの発生に対する何らかの抑制が必要であると主張する<sup>37</sup>。なお、環境省は、このタイプのコメント（所見）を表明する第三者の選択基準やその第三者の作成段階における関与の状況、コメント表明の手続の概要を記載するとともに、第三者のコメントに対して、事業者側が今後どうしていくのかについてコミットメントすることが望まれる、として<sup>38</sup>積極的な運用を推奨している。

### 3.5 第三者所見の実務

第三者所見（Third-Party Comments）は、一般的には前掲の「評価・勧告」タイプの第三者レビューをいい、現在、様々な形で実施されているが、規準やマニュアル等は存在しない。環境省は、「評価・勧告」タイプの第三者レビューの今後の課題として、次のように述べている。

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、その第三者レビューは経営者に対して行われる意味合いも強く、様々な手法により自由な発展がなされているものであるため、当面は、新たに構築する仕組みの対象とする必要はない。しかし、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められることから、現状を整理し、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインを策定することが適当である。

「評価・勧告」タイプの第三者所見の実務では、一般読者の誤解を避けるために、報告書の正確性・網羅性及び作成の基準への準拠性を審査するものではないことのコメントを付けるケースが出てきている。なお、本稿において「評価・勧告」タイプの「第三者意見」ではなく「第三者所見」の語彙を使用する理由は、「第三者意見（Third-Party Opinion）」、「第三者レビュー（Third-Party review）」の言葉に含まれる「意見」、「レビュー」の語彙はともにわが国の法律等および国際監査基準で定義されているため、ステークホルダーの誤解を招かないように区別することが必要であるとしたからである<sup>39</sup>。

最近の環境省の調査<sup>40</sup>によると、国内企業250社のうち第三者保証を受けているのは35社（14%）である。業種別にみると、「電気・ガス等供給業」12社のうち6社（50%）が第三者保証を受けており、それに続くのは「製造業」24社（16.8%）、「運輸・郵便業」（14.3%）である。また、第三者所見（意見）については、国内企業の50%以上が環境報告書に第三者所見（意見）を掲載している（図表4参照）。これは、世界的にはこのような例はなく異例な状況である<sup>41</sup>。では、なぜわが国では、このような状況にあるのか考えると、環境・CSR報告書の作成・公表が法的に義務付けられていないこと、記載内容のほとんどが非財務情報でありしかも財務情報との関連性があいま

いであること、従ってそれを対象とした保証業務に習熟していないこと、また企業で保証業務の必要性の認識していないことなどがあげられよう。これに比べ、第三者所見については、社外の第三者に評価してもらうことで、CSR 報告書の作成者にとって新たな気付きがある点で意味がある<sup>42</sup>との意見に見られるように、企業においてその役割が理解されているものと思われる。

(図表 4) 第三者所見（意見）の実施状況

第三者所見（意見）	国内企業	
	有り	137社
無し	113社	45.2%
計	250社	100.0%

## おわりに

今日、企業経営の複雑さに伴いそこから発信される情報は多様化している。ある電気メーカーが公表している企業情報は、次のように多彩なものとなっている。アニュアルレポート、有価証券報告書、株主総会招集通知書、米国 SEC 提出書、決算短信、四半期報告書、決算説明会資料、内部統制報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、ファクトブック、CSR レポートなど、この他にも会社案内・PR 情報 など多くの企業情報が出されているものと思われる。このように複雑・多様化した企業情報に対する管理体制として、全社的な情報開示方針（ステークホルダー対して、企業情報を適時・公平・正確かつ継続的に発信することを基本方針とする、など）を取り決めたり、情報担当役員（CIO:Chief Information Officer）の元に統合情報管理体制を採用する企業はまだ少ない。わが国には60%の企業に CIO がいるとされているが、その業務は IT 業務管理や IT セキュリティ管理が中心であり<sup>43</sup>、企業の開示情報には及んでいない。また、情報開示方針については、株主・投資家を対象とした情報管理が中心となっている。企業の情報への認識がまだ財務情報中心であり、非財務情報の取扱いはこれからの課題となっている。企業の開示情報は、あらゆる経営活動と関係し、あらゆるステークホルダーとの接点でもある。企業情報を十分に、適時かつ効果的に発信し、その質を高めることが、企業に対する社会からの信頼を増し、企業を持続可能な発展へ導く鍵であることは間違いない。

## 【注】

- 1 アカウンタビリティ（説明責任）は、あらゆる組織体において権限を有する者が自ら行った結果について、合理的な説明を行う責任を意味する。これは単に説明するという責任だけではなく、ISO26000（Guidance on social responsibility 2010）によると「決定及び活動に関して、組織の統治機関、規制当局及びより広範にはそのステークホルダーに対して、責任ある行動のとれる状態」を意味する。
- 2 2008年4月1日以降に終了する事業年度から、上場会社は、内部統制の基本的枠組み、評価の範囲・基準日および評価手続、評価結果などに関する事項について記載した内部統制

報告書を有価証券報告書とあわせて内閣総理大臣に提出しなければならないとされた（金融商品取引法24条の4の4）。また、内部統制報告書には、公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならない（同法193条の2第2項）。

- 3 久持英司（2011）「資料1－2日本企業のCSR・環境情報の開示」『企業情報開示システムの最適設計 RIETI Discussion Paper Series 11-J-014』経済産業研究所 pp. 15
- 4 AICPA ジェンキンス報告書（1994a） pp. 39-41
- 5 同上（1994b） pp. 69-74
- 6 同上（1994c） pp. 75-78
- 7 広瀬（2011）「財務報告の変革」中央経済社 pp. 3-4
- 8 同上 pp. 191-229
- 9 経済産業省（2004）「知的財産情報開示指針」特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて
- 10 経済産業省知的財産政策室（2007）「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書」
- 11 近畿経済産業局（2010）「知的資産経営報告書の評価・認証手法に関する調査研究報告書」 pp. 2
- 12 丸善（2008）「知的資本経営レポート2008 (Intellectual Capital Management Report 2008)」 pp. 4-5
- 13 「環境報告ガイドライン2007年版環境省」によると、環境報告書は、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無並びに公表媒体に関わらず、事業者が事業活動における環境負荷及び環境配慮等の取組状況に関する説明責任を果たし、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進するものとし、CSR 報告書等も含まれる。
- 14 環境省（2010）「環境にやさしい企業行動調査結果（平成21年度における取組に関する調査結果）概要版」
- 15 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）」第9条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度又は営業年度ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならないとされている。
- 16 Meadows et al, 1972, (大来佐武郎監訳1972) pp. 4-6
- 17 経済産業省（2005）「企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書」 pp. 18-20
- 18 経済産業省（2005）同上報告書 pp. 28
- 19 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS:Information Security Management System）の国際規格 ISO27001を指す。
- 20 企業会計審議会 四半期レビュー基準（2007）では、レビュー業務とは、経営者の作成した四半期財務諸表について、それらの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関し、結論として表明するものであり、その手続は、質問及び分析的手続等を基本とし、年度の財務諸表監査に比べて限定的な手続からなる。
- 21 AICPA Special Committee on Assurance Services（1997）Report of the Special Committee on Assurance Services

- 22 *Ibid.* Assurance Services Definition and Interpretive Commentary
- 23 Assurance Engagements Other Than Audits or Reviews of Historical Financial Information 3000–3699 International Standards on Assurance Engagements (ISAEs)
- 24 企業会計審議会 (2004) 「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」
- 25 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 (平成16年法律第77号)」第11条 (環境報告書の公表等) において、大企業者は、事業活動に係る環境配慮等の状況について環境報告書により公表するように努め、環境報告書や環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする、と規定された。「情報の信頼性を高める」ことは、ISO などの認証や第三者による審査などを指すものと思われる。
- 26 環境省・日本公認会計士協会 (2007) 「CSR 情報審査に関する研究報告」 pp. 24
- 27 環境報告書の信頼性を向上させるための方策の一つとして、事業者以外の第三者 (監査法人等の審査機関) が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容の結果について、適切な作成基準に従って作成されているかどうかを審査し、それらの正確性を中心とする審査の結論を表明するものとしている。環境省 (2007) 「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～」 pp. 23-25
- 28 同上ガイドライン pp. 12-13
- 29 同上ガイドライン
- 30 The Global Reporting Initiative (GRI) (2011) Sustainability Reporting Guidelines G3.1 G3サステナビリティ レポートینگ ガイドライン (日本語版) (2006) Version 3.0
- 31 ISO 国際規格のひとつであり、社会的責任に関する手引 (Guidance on social responsibility) として2010年11月に正式発行された。現時点で存在する社会的責任に関する概念をひとつの文書にまとめる方向性を示したもので、グローバルな共通テキストとして位置づけられる。この規格は、ガイダンス規格であり、要求事項を示した認証規格とはなっていない。
- 32 環境省 (2007) 「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～」 pp. 25
- 33 保証業務リスクとは、保証情報に重要な虚偽の表示がある場合に業務実施者が不適切な結論を報告する可能性をいい、財務諸表監査における監査リスク同様の次のリスク要素からなる。①固有リスク ②統制リスク ③発見リスク
- 34 企業会計審議会 (2004) 「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」 pp. 4-5
- 35 環境省 (2003) 「平成14年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書～環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて～」
- 36 環境省・日本公認会計士協会 (2007) 「CSR 情報審査に関する研究報告」 2. CSR 情報審査の意味 (1) CSR 情報審査の定義において、CSR 情報審査の定義に合わない業務として ① CSR 情報に対する評価勧告 (第三者所見) ② CSR 情報の作成支援 (コンサルティング) ③ CSR 情報に関する助言・相談 (コンサルティング) をあげている。
- 37 上妻義直 (2006) 「環境報告書の保証」 同文館出版 pp. 62
- 38 環境省 (2007) 「環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～」 pp. 24
- 39 例えば、金融商品取引法、会社法、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等で規定があ

る。参考に国際監査基準 (“HANDBOOK OF INTERNATIONAL QUALITY CONTROL, AUDITING, REVIEW, OTHER ASSURANCE, AND RELATED SERVICES PRO-NOUNCEMENTS 2010 EDITION” April 2010 by the International Federation of Accountants (IFAC)の用語例 (GLOSSARY OF TERMS) を記す。

\*Audit opinion—(see Modified opinion and Unmodified opinion)

\*Modified opinion—A qualified opinion, an adverse opinion or a disclaimer of opinion.

\*Unmodified opinion—The opinion expressed by the auditor when the auditor concludes that the financial statements are prepared, in all material respects, in accordance with the applicable financial reporting framework.

Review (in relation to quality control)—Appraising the quality of the work performed and conclusions reached by others.

- 40 環境省 (2010) 「平成22年度企業の環境情報開示の実態に関する調査業務報告書 (国内企業250社に対する調査)」
- 41 (社)海外事業活動関連協議会 (2010) 「グローバル経営時代のCSR 報告書」 p. 118
- 42 同上 p. 118
- 43 経済産業省 IT 経営ポータル 「CIO に関する取組」  
([http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/it\\_keiei/action/conference/cio/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/it_keiei/action/conference/cio/index.html)) より

### 【参考文献】

AICPA Special Committee on Assurance Services (1997) *Report of the Special Committee on Assurance Services*

企業会計審議会 (2004) 「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」

経済産業省 (2004) 「知的財産情報開示指針」

経済産業省 (2005) 「企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書」

経済産業省 (2007) 「知的資産経営報告の視点と開示実証分析調査報告書」

環境省 (2007) 「環境報告ガイドライン2007年版」

環境省・日本公認会計士協会 (2007) 「CSR 情報審査に関する研究報告」

環境省 (2010) 「環境にやさしい企業行動調査結果」

近畿経済産業局 (2010) 「知的資産経営報告書の評価・認証手法に関する調査研究報告書」

上妻義直 (2006) 「環境報告書の保証」同文館出版

Donella H Meadows, Donella L. Meadows, Jørgen Randers, William W. Behrens III (1972)

*The Limits to Growth*, Universe Books, 大来佐武郎監訳 (1972) 「成長の限界」ダイヤモンド社

Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, American Institute of Certified Public accountants (1994) *Improving Business Reporting, A Customer Focus*, 八田進二、橋本尚共訳 (2002) 「アメリカ公認会計士協会・ジェンキンス報告書 事業報告革命」白桃書房

広瀬義州編著 (2011) 「財務報告の変革」中央経済社

International Organization for Standardization (2010) *ISO 26000 Guidance for social responsibility*, ISO/SR 国内委員会監修 (2011) 「日本語訳 ISO 26000 社会的責任に関

する手引」日本規格協会  
友杉芳正（2006）「スタンダード監査論」中央経済社  
吉見宏（2008）「ケースブック監査論 第4版」新世社  
（社）海外事業活動関連協議会（2010）「グローバル経営時代のCSR 報告書」日本経団連出版

（2011年9月15日受理）